



記者発表資料

特殊車両の取締りについて

～道路の保全、交通の危険防止に向けて～

福島河川国道事務所は、福島北警察署の協力のもと、国道13号中野検測所において、特殊車両の通行許可の確認、指導取締りの為の街頭点検を実施し、以下のとおり警告を発しました。

道路を利用するには、運転者が道路を傷めることなく、整備された車両により、法に沿った通行を心がけなければなりません。

特殊車両通行許可が厳正に履行されているか確認を行い、違反者に対しては道路の保全や交通の危険防止のため、必要な指導や措置を命じます。

◆特殊車両指導取締り結果

令和7年9月30日(火) (於:13号中野検測所)

対象車両:3台 違反車両:2台

【取締りの実施状況】



〈発表記者会:福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ〉

問い合わせ先

◆国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所

保全対策官

菊地 洋 (きくち ひろし)

TEL 024-539-6130